

○本庄市特定非営利活動促進法等の施行に関する規則

平成 31 年 3 月 25 日

規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年埼玉県条例第 61 号）第 2 条の規定に基づき市が処理することとされた特定非営利活動法人に関する事務について、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）及び特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成 10 年埼玉県条例第 54 号。以下「県条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請書)

第 2 条 県条例第 2 条第 1 項の申請書は、設立認証申請書（様式第 1 号）とする。

(縦覧)

第 3 条 法第 10 条第 2 項（法第 25 条第 5 項及び第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧は、市民生活部市民活動推進課（以下「市民活動推進課」という。）において行うものとする。

(設立の認証申請書等の補正)

第 4 条 法第 10 条第 4 項（法第 25 条第 5 項及び第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による補正は、補正書（様式第 2 号）により行うものとする。

(設立等登記の届出書)

第 5 条 法第 13 条第 2 項（法第 39 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、設立（合併）登記完了届出書（様式第 3 号）により行うものとする。

(役員の変更等の届出)

第 6 条 法第 23 条第 1 項の規定による届出は、役員の変更等届出書（様式第 4 号）により行うものとする。

(定款の変更の認証申請書)

第 7 条 県条例第 4 条の申請書は、定款変更認証申請書（様式第 5 号）とする。

(定款の変更の届出)

第 8 条 県条例第 5 条の届出書は、定款変更届出書（様式第 6 号）とする。

(定款の変更登記の提出書)

第 9 条 法第 25 条第 7 項の規定による提出は、定款変更登記事項証明書提出書（様式第 7 号）により行うものとする。

(事業報告書等の提出)

第 10 条 法第 29 条の規定による提出は、事業報告書等提出書（様式第 8 号）により行うものとする。

(事業報告書等の閲覧又は謄写)

第 11 条 県条例第 7 条の閲覧又は謄写（市長に置かれる機関の事務所における閲覧又は謄写に限る。）は、市民活動推進課において行うものとする。

2 閲覧又は謄写をしようとする者は、市民活動推進課に備え付けてある受付簿に住所、氏名その他必要な事項を記入して、その旨を市長に申し出なければならない。

3 謄写に要する費用の額については、本庄市情報公開条例施行規則（平成 18 年本庄市規則第 15 号）別表の規定の例による。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第 12 条 特定非営利活動法人は、法第 31 条第 2 項の認定を受けようとするときは、解散認定申請書（様式第 9 号）に同条第 3 項に規定する書面を添付して市長に提出しなければならない。

(解散の届出等)

第 13 条 法第 31 条第 4 項の規定による届出は、解散届出書（様式第 10 号）に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

2 法第 31 条の 8 の規定による届出は、清算人就任届出書（様式第 11 号）に当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

(残余財産の譲渡の認証申請)

第 14 条 清算人は、法第 32 条第 2 項の認証を受けようとするときは、残余財

産譲渡認証申請書（様式第 1 2 号）を市長に提出しなければならない。

（清算終了の届出）

第 1 5 条 法第 3 2 条の 3 の規定による届出は、清算終了届出書（様式第 1 3 号）に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して行うものとする。

（合併の認証申請書）

第 1 6 条 県条例第 8 条第 1 項の申請書は、合併認証申請書（様式第 1 4 号）とする。

（特定非営利活動法人等が行う電子情報処理組織による申請等の方法）

第 1 7 条 県条例第 1 2 条の 2 の規則で定める電子情報処理組織は、市長の使用に係る電子計算機と県条例第 2 条第 1 項に規定する者又は特定非営利活動法人（以下この条及び次条において「特定非営利活動法人等」という。）の使用に係る電子計算機であって当該市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2 県条例第 1 2 条の 2 の規則で定める方法は、次に掲げる事項を特定非営利活動法人等の使用に係る電子計算機から入力する方法とする。

（1） 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であって、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項（次号に掲げる事項を除く。）

（2） 当該申請等を行うときに法令等の規定に基づき添付すべきとされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項

3 特定非営利活動法人等は、識別符号及び暗証符号を特定非営利活動法人等の使用に係る電子計算機から入力する方法により申請等を行わなければならない。

（市長が行う電子情報処理組織による処分通知等の方法）

第 1 8 条 県条例第 1 2 条の 3 第 1 項の規則で定める電子情報処理組織は、前条第 1 項の電子情報処理組織とする。

2 県条例第 1 2 条の 3 第 1 項の規則で定める方法は、識別符号及び暗証符号を

市長の使用に係る電子計算機から入力する方法とする。

3 県条例第12条の3第2項の規則で定める方式は、次の各号に掲げる方式のいずれかとする。

(1) 第1項の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長が定めるところにより行う届出

(身分証明書)

第19条 法第41条第3項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第15号)とする。

(市長が行う電磁的記録による縦覧等の方法)

第20条 県条例第13条の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項をインターネットを利用して縦覧又は閲覧(市長に置かれる機関の事務所における縦覧又は閲覧に限る。)に供する方法、市民活動推進課に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を市民活動推進課に備え置く方法とする。

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による備置きの方法)

第21条 県条例第14条第2項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法とする。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより備え置く方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人は、前項の規定により電磁的記録の備置きを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭か

つ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるようにしなければならない。

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による作成の方法)

第 2 2 条 県条例第 1 5 条第 2 項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による閲覧の方法)

第 2 3 条 県条例第 1 6 条第 2 項の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を特定非営利活動法人の事務所に備え置く方法とする。

(その他)

第 2 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 8 月 2 5 日規則第 2 0 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 4 年 1 月 1 4 日規則第 1 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和 6 年 3 月 2 9 日規則第 1 0 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

設 立 認 証 申 請 書

年 月 日

（あて先）本庄市長

〒
申請者 住所又は居所
氏名
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名（ふりがな）
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考

- 1 2には、代表者の氏名のふりがなを付すこと。
- 2 3には、事務所の所在地の郵便番号、町名及び番地まで記載すること。
- 3 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 定款（法第10条第1項第1号）
 - (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの）（法第10条第1項第2号イ）
 - (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）
 - (4) 各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）
 - (5) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）
 - (6) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）
 - (7) 設立趣旨書（法第10条第1項第5号）
 - (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（法第10条第1項第6号）
 - (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）
 - (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（法第10条第1項第8号）

様式第2号（第4条関係）

補 正 書

年 月 日

（あて先）本庄市長

（申請者の住所若しくは居所又は特定非営利活動法人の事務所の所在地）
（申請者の氏名又は特定非営利活動法人の名称及び代表者氏名）
電話番号

年 月 日に申請した（補正する書類）について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し出ます。

記

1 補正の内容

補正前	補正後

2 補正の理由

備考

- 1 （補正する書類）には、申請書の場合にあつてはその申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、添付書類の場合にあつてはその書類の名称（「定款」等）を記載すること。
- 2 1には、補正する箇所について、補正前及び補正後の内容を対照させて記載すること。
- 3 この補正書には、補正後の書類を添付すること。

様式第3号（第5条関係）

$\left\{ \begin{array}{cc} \text{設} & \text{立} \\ \text{合} & \text{併} \end{array} \right\}$ 登 記 完 了 届 出 書

年 月 日

（あて先）本庄市長

（特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地）

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

$\left\{ \begin{array}{c} \text{設立} \\ \text{合併} \end{array} \right\}$ の登記を完了したので、特定非営利活動促進法 $\left\{ \begin{array}{c} \text{第13条第2項} \\ \text{第39条第2項において} \end{array} \right\}$

準用する同法第13条第2項 $\left. \vphantom{\left\{ \begin{array}{c} \text{設立} \\ \text{合併} \end{array} \right\}} \right\}$ の規定により、届け出ます。

備考

この届出書には、設立又は合併の登記をしたことを証する登記事項証明書（法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。））及び財産目録（法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。））を添付すること。

様式第4号（第6条関係）

役 員 の 変 更 等 届 出 書

年 月 日

（あて先）本庄市長

（特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地）

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、
届け出ます。

記

変更年月日	変更事項	役 名	ふ り が な 氏 名	住 所 又 は 居 所

備考

- 1 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。
なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 2 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 4 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法の施行に関する条例第2条第2項の書面によって証された住所又は居所を記載すること。
- 5 この届出書には、変更後の役員名簿（法第23条第1項）を添付すること。
- 6 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、次の書類を添付すること。
 - (1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第23条第2項）
 - (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面（法第23条第2項）

様式第5号（第7条関係）

定 款 変 更 認 証 申 請 書

年 月 日

（あて先）本庄市長

（特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地）

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更の理由

備考

- 1 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更前と変更後の内容を対照させて記載すること。
- 2 この申請書には、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第4項）及び変更後の定款（法第25条第4項）並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（法第25条第4項）を添付すること。
- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか、次の書類も添付すること。
- (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの）（法第26条第2項）
- (2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第26条第2項）
- (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、

合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録（法第26条第2項）

様式第6号（第8条関係）

定 款 変 更 届 出 書

年 月 日

（あて先）本庄市長

（特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地）

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、届け
出ます。

記

1 変更の内容

変更前	変更後	変更年月日

2 変更の理由

備考

- 1 1には、変更した定款の条文等について、変更前と変更後の内容を対照させて記載し、併
せて変更年月日を記載すること。
- 2 この届出書には、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第6項）
及び変更後の定款（法第25条第6項）を添付すること。

様式第7号(第9条関係)

定款変更登記事項証明書提出書

年 月 日

(あて先) 本庄市長

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項の規定により、登記事項証明書を提出します。

備考

この提出書には、登記事項証明書(法第25条第7項)を添付すること。

様式第8号（第10条関係）

事業報告書等提出書

年 月 日

（あて先）本庄市長

（特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地）

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第29条の規定により、前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等を提出します。

備考

1 この提出書には、次の書類を添付すること。

（1）前事業年度の事業報告書（法第29条）

（2）前事業年度の活動計算書（法第29条）

（3）前事業年度の貸借対照表（法第29条）

（4）前事業年度の財産目録（法第29条）

（5）前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者について前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第29条）

（6）前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第29条）

2 特定非営利活動に係る事業以外を行っている場合は活動計算書に別欄で区分して記載し、当該事業を行っていない場合は脚注でその旨を記載すること。

様式第9号（第12条関係）

解 散 認 定 申 請 書

年 月 日

（あて先）本庄市長

（特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地）

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により、下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

備考

この申請書には、目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面（法第31条第3項）を添付すること。

様式第10号(第13条関係)

解 散 届 出 書

年 月 日

(あて先) 本庄市長

(特定非営利活動法人の名称)

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第31条第1項 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第1号} \\ \text{第2号} \\ \text{第4号} \\ \text{第6号} \end{array} \right\}$ に掲げる事由により、下記のとおり特定非営利

活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

備考

この届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

様式第11号（第13条関係）

清算人就任届出書

年 月 日

（あて先）本庄市長

（特定非営利活動法人の名称）

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

下記のとおり（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 就任の年月日

備考

この届出書には、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

様式第12号(第14条関係)

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

(あて先) 本庄市長

(特定非営利活動法人の名称)

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

備考

2には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

様式第13号(第15条関係)

清 算 結 了 届 出 書

年 月 日

(あて先) 本庄市長

(特定非営利活動法人の名称)

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

(特定非営利活動法人の名称)の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

備考

この届出書には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

様式第14号（第16条関係）

合 併 認 証 申 請 書

年 月 日

（あて先）本庄市長

（合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の主たる事務所の所在地）

（合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の名称）

代表者氏名

電話番号

（合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の主たる事務所の所在地）

（合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の名称）

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1

{	合併後存続する 合併によって設立する	}	特定非営利活動法人の名称
---	-----------------------	---	--------------
- 2 代表者の氏名（ふりがな）
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考

- 1 2には、代表者の氏名のふりがなを付すこと。
- 2 3には、事務所の所在地の郵便番号、町名及び番地まで記載すること。
- 3 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（法第34条第4項）
 - (2) 定款（法第10条第1項第1号）
 - (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの）（法第10条第1項第2号イ）
 - (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）
 - (5) 各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）
 - (6) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）
 - (7) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）

- (8) 合併趣旨書（法第 10 条第 1 項第 5 号）
- (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第 10 条第 1 項第 7 号）
- (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（法第 10 条第 1 項第 8 号）

様式第15号（第19条関係）

（表面）

第 号	
写真	身分証明書 所 属 職 名 氏 名
上記の者は、特定非営利活動促進法第41条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。	
年 月 日発行 有効期限 年 月 日	
本庄市長 印	

5.5 cm

9.1 cm

（裏面）

特定非営利活動促進法（抜粋）
（報告及び検査）
第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5.5 cm

9.1 cm

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第9条関係）

様式第8号（第10条関係）

様式第9号（第12条関係）

様式第10号（第13条関係）

様式第11号（第13条関係）

様式第12号（第14条関係）

様式第13号（第15条関係）

様式第14号（第16条関係）

様式第15号（第19条関係）